

高齢者等住宅除排雪事業

◆対象世帯

藤里町に住所を有し、現に居住している非課税世帯で、独力で除排雪が困難かつ、親族や近隣者の援助を受けることができない次のいずれかに該当する世帯。

- ① 70歳以上（平成24年3月31日で70歳になる方を含む）の高齢者のみの世帯
- ② 1級・2級の身体障害者手帳所持者のみの世帯
- ③ 障害程度「A」の療育手帳所持者のみの世帯

◆除排雪の内容

【玄関前除雪】

降雪により堆積した庄雪の深さが20cm以上のとき、除排雪することが困難な場合、玄関前から公道までの通行部分の除雪を行う。

【屋根の雪おろし】

屋根の堆積した雪の厚さが50cm以上となつたとき、積雪状況を勘案し雪おろしを行う。（対象部分は住宅部分のみで、物置等附属建物は除く。）

※それぞれの事業について、1回につき2万円を上限として助成します。助成額を超える場合、超えた分については利用者負担となります。

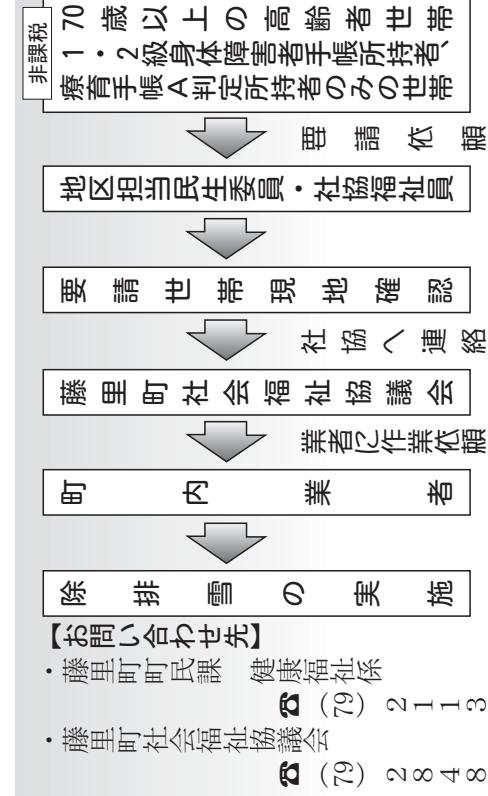
◆利用回数

1年度において、それぞれ3回まで利用できます。

◆利用方法

該当する世帯の方は、地区の民生児童委員または社協福祉員に要請依頼をしてください。現地訪問し、事業の実施が適当と判断された場合、町社協へ連絡をして町社協が実施を認めたとき、町内業者に連絡し除排雪を行います。

除排雪の流れ



水道凍結にご用心

いよいよ、冬の本格的シーズン。水道の凍結が心配です。水道の凍結を防ぐために、次の点に注意してください。

- ① 水抜き栓を開いたあとに蛇口を開いて、水を完全に落とす。
- ② 日中でも、長時間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉める。
- ③ 遠隔操作の水抜き栓を使用している家庭では、屋根からの落雪などにより、操作が不能になることがありますので、囲いなどで水抜き栓を守る。
- ④ 冬期間はメータの検針はないので、凍結防止のため、メータボックスの雪は払わない。
- ⑤ 凍結、破損により、漏水などの異常に気づいたときは、役場生産環境課環境整備係（☎ 79-1115）に連絡してください。

☆屋内の蛇口の凍結は、各家庭で水道業者に連絡して修理してください。

☆水道は、わたしたちの日常生活の中で欠くことのできない設備です。蛇口や水抜き栓の点検を十分に行い、冬の凍結に備えましょう。

書き初め大会のご案内

「第40回藤里町新春書き初め大会」を開催いたします。新しい年を迎えて、心も新たに清々しい気持ちで「書」に親しみましょう。

【日時】

・1月6日（金）午前9時～10時30分

【場所】

・藤里町総合開発センター2階

第1・2研修室

【対象】

・町内小学校1年生以上

・中学生

・高校生・一般

【内容】

① 小学校1～2年生 「はる」

「ふじこま」

③ 小学校4年生 「あゆの里」

「雪の大地」

④ 小学校5年生 「早春の光」

「清流山峡」

⑥ 中学校1年生 「清流山峡」

「萬古清風」

【持ち物】

・書道ができる準備、新聞紙
(半紙、墨汁は会場にあります)

【申込み】

・当日参加も受付します

【お問い合わせ先】

藤里町公民館 担当・中村

☎ (79) 1327